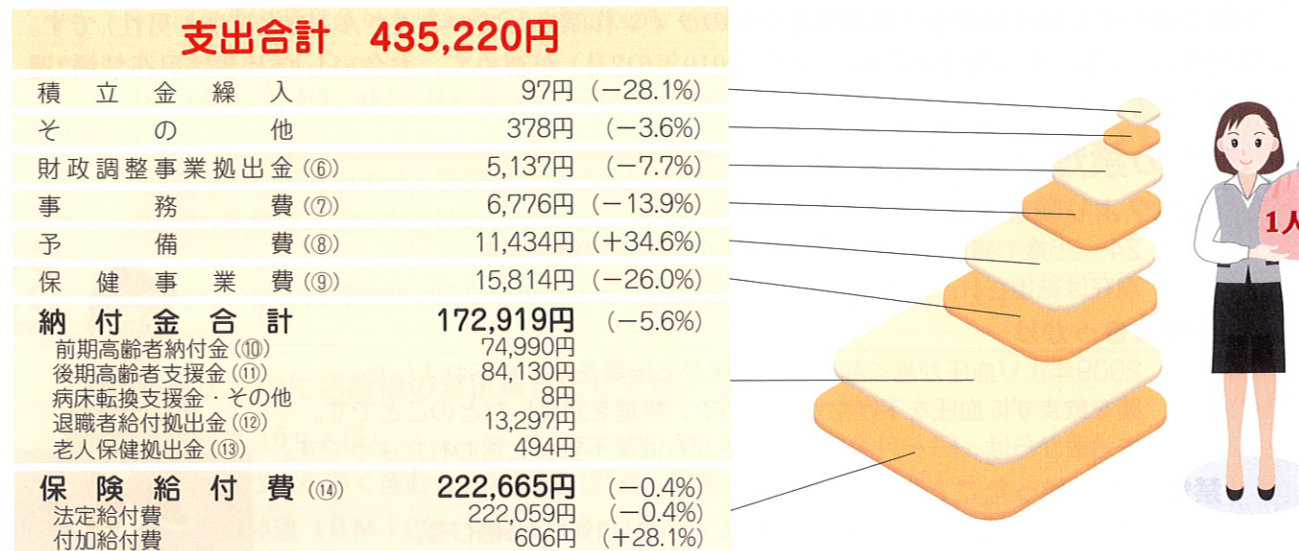
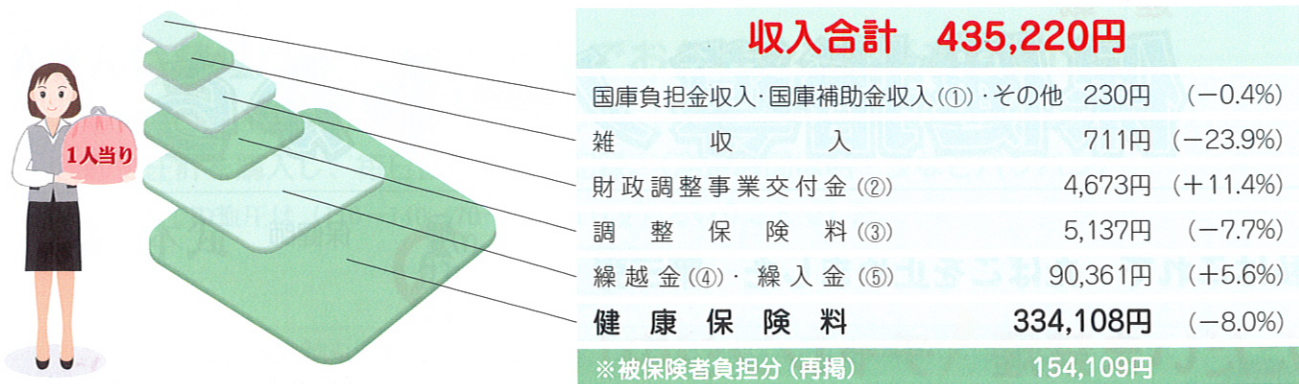


被保険者1人当たりでみる予算額 (%は前年度予算対比 +は増、-は減)



平成22年度  
介護保険分の予算

介護保険料は、当組合の40歳以上65歳未満の被保険者から徴収されます。また、介護保険の納付金は全額を国庫に納付し、運営者である全国の市区町村に配分されることとなります。(保険料率は国により介護保険給付費が見直され年度ごとにも変わります)

収入 (単位千円)	支出 (単位千円)
介護保険収入	介護納付金
繰越金	介護保険料還付金
繰入金	積立金
国庫補助金収入	
雑収入	
<b>合計 294,355</b>	<b>合計 294,355</b>

予算の基礎数値

介護保険第2号被保険者(介護保険対象者)	5,190人
介護保険料納付被保険者(40歳以上65歳未満)	3,390人

予算科目内容のポイント

- ①国庫負担金収入・国庫補助金収入 国から健保組合の財政の補助として交付されるお金です。
- ②財政調整事業交付金 非常に高額な医療費の支払いがあった場合に組合の負担を減らすため健康保険組合連合会から出される補助金です。(その財源は③で説明している調整保険料で賄われており組合の相互扶助の制度となっています。)
- ③調整保険料 皆さんからいただいた健康保険料の一部(80%の内の1.2%)を健康保険組合連合会に納め、管理運用してもらっているものです。(組合健保すべてが納めています。)
- ④繰越金 前年度決算で赤字になった場合に、翌年度の財政を安定させるために収入として繰越すお金です。
- ⑤繰入金 医療費や納付金など支出全般が保険料収入や繰越金だけでは賸さない場合、財産として積立しているお金の一部を今年度の支払いに充てられるようにするお金です。
- ⑥財政調整事業拠出金 ③で説明した調整保険料を支払う時の名称です。
- ⑦事務費 健保組合事務局の運営にかかる費用及び理事会、組合会の実施にかかる費用です。
- ⑧予備費 医療費の支払い等で不測の事態に対応するため予備で見込んでいた費用です。(但し、その用途は組合の規約で決められているものに限定されています。)
- ⑨保健事業費 皆さんがダイハツ系連合健康保険組合に加入していることにより受けられる各種サービスのための費用です。(各種冊子の配布や健診の補助、保養施設の利用や旅行費用の補助等多岐に亘ります。)
- ⑩前期高齢者納付金 70歳から74歳までの人はどの医療保険に加入している人でも医療費の支払いについて自己負担1割の特別措置(現役並所得者は3割負担)が採られています。その方たちの医療保険での費用と65歳から70歳までの人の医療保険での費用を全医療保険者(国民健康保険・共済組合・協会けんぽ・組合健保)で平等に負担するために納付する費用です。(負担は我々組合健保が一番重いとされています。)
- ⑪後期高齢者支援金 75歳以上の人は、独立した後期高齢者医療制度に移り、健康保険組合からは脱退することになります。その医療制度の財政を支えるため国の負担以外に健保組合もその方々の医療費を負担するために支援金を納めます。現在国で検討されている平成25年4月からの新しい高齢者医療制度が施行されるまで続きます。
- ⑫退職者給付拠出金 一定期間以上、健保組合に加入していた人が国民健康保険に加入した場合の保険制度です。健保組合はその方々の医療費の一部を負担するためこの拠出金を納めており、国民健康保険組合の財政を助けています。
- ⑬老人保健拠出金 ①の後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止された老人保健制度ですが、長年制度が続いていたため医療費の精算が必要であり今年も継続して拠出金を納めています。
- ⑭保険給付費 皆さんの病院での診療費や各種給付金(傷病手当金、出産一時金など)の費用です。

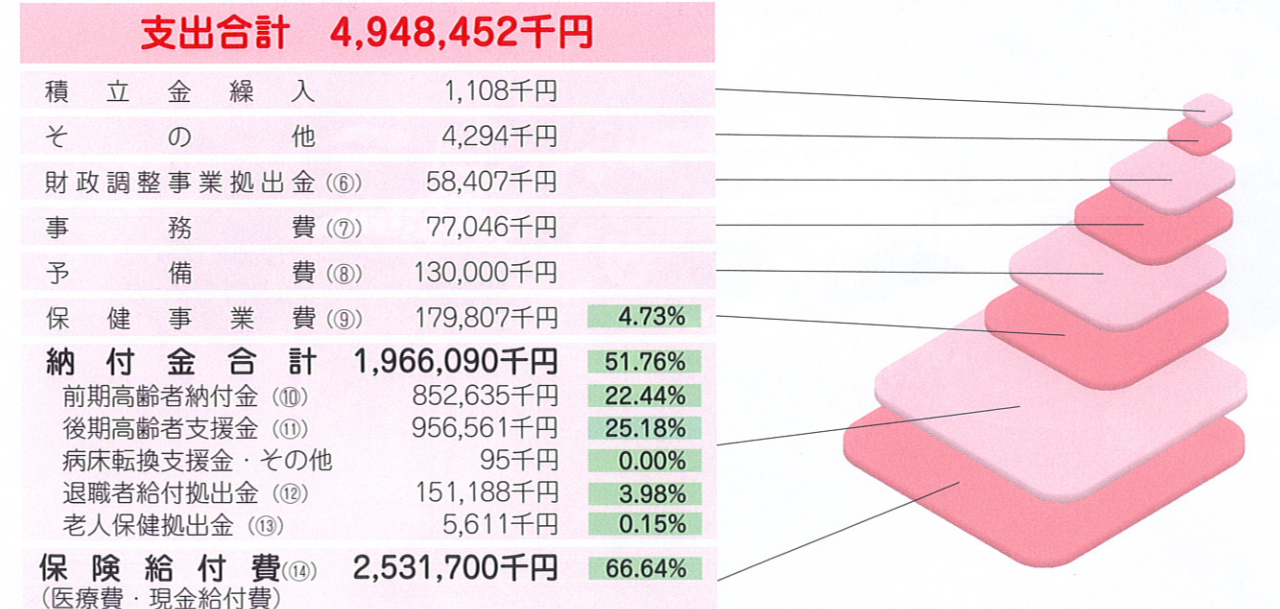
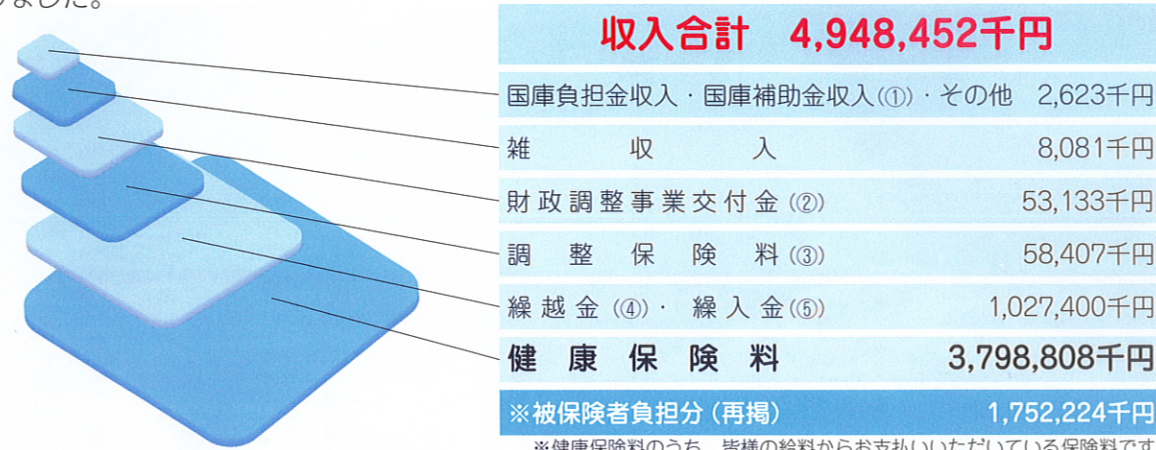
健康保険組合では、皆さんの保険料から、加入されている方々の医療費やサービスのための費用だけでなく、他の医療制度(前期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度、退職者医療制度等)の支援のため多大な費用を支払っています。皆さんが国民健康保険や高齢者の方々の医療制度を助け国民皆保険が維持されているとも言えます。

平成22年度予算が決まりました

予算総額 **52億4,281万円**(介護保険分を含む)  
経常収支で **-9億5,048万円**と前年度をさらに上回る赤字予算となりました

去る3月11日(木)に開催された組合会において、平成22年度予算および事業計画が承認されましたので、そのあらましをご報告いたします。

- 収入の大部分を占める保険料収入は、昨年来の厳しい経済情勢の影響もあって1人当たりの保険料収入が減収となる見込みです。一方支出においては保険給付費が、平成22年度からの診療報酬改定(医療費が上がります)および被保険者数の増加等により、2億3,228万円と急激な増加が見込まれます。
- 同時に、高齢者医療制度への納付金・支援金の負担額は、平成25年度に予定されている医療制度改革まではこれまで同様の重い拠出を求められ、本年度予算では保険給付費と納付金との合計額が保険料収入を大幅に上回り(118.4%)大変厳しい状況にあります。
- このため、別途積立金より10億2,740万円を繰り入れるなど、前年度にも増して大変厳しい予算編成となりました。



内の数字は健康保険料収入に占める割合です。(介護保険は除く)

経常収支差引額 **-950,483千円**

※科目内容は3ページをご参照ください。

予算の基礎数値

	被保険者数	平均標準報酬月額	平均年齢
男	10,280人	295,516円	35.99歳
女	1,090人	202,533円	35.00歳
計	11,370人	286,379円	35.89歳
総標準賞与額(年間合計)		9,183,880千円	

健康保険料

負担割合	保険料率	調整保険料率	計
事業主	42.453/1000	0.647/1000	43.100/1000
被保険者	36.347/1000	0.553/1000	36.900/1000
計	78.800/1000	1.200/1000	80.000/1000